

28消安第1552号
28農会第419号
平成28年9月9日

関係団体等の長 殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産省農林水産技術会議事務局長

「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」の一部改正について

今般、「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」（平成16年10月20日付け16消安第5284号消費・安全局長、農林水産技術会議事務局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知願います。

(別紙)

「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」(平成16年10月20日付け16消安第5284号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第2 確認申請の手続等に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学識経験者による拡散防止措置の評価 申請に係る確認を行うに当たっては、<u>拡散防止措置の有効性を評価するために、拡散防止措置に関し専門の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴くこととする。</u> <u>農林水産省消費・安全局長は、農林水産省農林水産技術会議事務局長の同意を得た上で、学識経験者から拡散防止措置の評価を行うにふさわしい者を選定するとともに、当該選定された学識経験者の名簿を作成してこれを公表することとする。</u> <u>学識経験者の意見を聴くに当たっては、当該名簿に記載されている学識経験者で構成される会議(以下単に「会議」という。)を開催することとする。また、会議において集約された意見をもって、学識経験者の意見とする。</u> <u>なお、会議は、動物用医薬品及び動物用再生医療等製品に係る拡散防止措置について意見を聴取する場合には、薬事・食品衛生審議会薬事分科会再生医療等製品・生物由来技術部会長が開催する。それ以外の場合には、農林水産省農林水産技術会議事務局長が開催する。</u></p> <p>3 申請者による申請書等の説明等 2の会議は、<u>拡散防止措置の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)に対し、必要に応じ申請書等の説明及び質問に対する回答を求めることとする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> | <p>第2 確認申請の手続等に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学識経験者による拡散防止措置の評価 申請に係る確認を行うに当たっては、<u>拡散防止措置に関し専門の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴くこととする。</u> <u>また、農林水産技術会議事務局長は、拡散防止措置の有効性を評価するために、学識経験者で構成する会議を開催することとする。</u> <u>なお、動物用医薬品及び動物用再生医療等製品に係る拡散防止措置の有効性の評価は、薬事・食品衛生審議会生物由来技術部会動物用組換えDNA技術応用医薬品調査会(以下「調査会」という。)で行う。</u></p> <p>3 申請者による申請書等の説明等 2の会議又は調査会は、<u>拡散防止措置の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)に対し、必要に応じ申請書等の説明及び質問に対する回答を求めることとする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> |